

「建設企業経営革新支援事業」

募集のご案内

～建設企業の経営革新に必要な経費を助成します！～

＜募集期間：平成 30 年 4 月 9 日（月）～平成 30 年 5 月 18 日（金）＞

事業イメージの例

●建設業以外への新分野・新市場進出

- ・農林水産業
- ・環境事業（リサイクル事業、自然エネルギー利用など）
- ・介護福祉事業
- ・観光事業
- ・建設関連事業

●建設業強化のための新市場進出、新商品開発

- ・建設業のフランチャイズ展開（フランチャイザー）
 - ・建設業における、より高付加価値の建築資材の開発
 - ・その他、本業の強化を目的とする、建設業での新市場進出および新商品開発 など
- ※ただし、他社との差別化につながらない、単なる機械装置等の更新・購入は対象となりません。

●新技術・新工法開発

- ・ICT（情報通信技術）導入による各種開発
- 建設現場遠隔監視システムの開発
- 情報化施工システムの開発
- 新しい測量システムの開発
- ・既存インフラの維持修繕技術開発
- ・工期短縮等の工法開発

●企業連携

- ・合併
- ・事業協同組合、企業連合、協同組合設立

●情報通信技術等の新技术を活用した新たな事業展開（地方創生推進交付金事業）

- ・ドローンを活用した三次元測量
- ・三次元データを使用した通信機能付き建設機械による施工 など

このような取り組みに対し、助成対象経費の 1/2 以内で、
50～200 万円を補助します。

募集内容の詳細は、裏面もご覧ください

■助成対象者

建設企業、建設関連企業及びそれらを含むグループとし、新潟県内に主たる営業所を有する資本の額若しくは出資の総額が3億円以下の者又は常時使用する従業員の数が300人以下の者のうち、次のいずれかに該当する者が対象となります。

- ①建設業許可を有する者
- ②次のいずれかの登録を受けている者
 - ア 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）第2条
 - イ 測量法第55条
 - ウ 地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条

■助成対象事業

次の①～⑤のいずれかを目的とする企画・調査、商品開発、技術開発・システム開発、販売プロモーション等

- ① 建設業以外の新分野・新市場への進出
- ② 建設業の強化を目指す新たな事業展開
- ③ 新技術・新工法の開発
- ④ 合併、事業協同組合・企業組合・協同組合設立などの企業連携
- ⑤ 情報通信技術等の新技術を活用した新たな事業展開

■募集期間

平成30年4月9日（月）～5月18日（金）

■助成事業実施期間

交付決定日から平成31年2月末日まで

■助成金額及び助成率

50～200万円（助成対象経費の1／2以内）

■助成対象経費

調査費、原材料費、構築物・機械装置・工具器具備品費、外注加工費、委託費、販売プロモーション費など、新分野進出等の経営革新事業の立ち上げに必要な経費

■応募方法

助成金交付申請書、事業計画書、事業費明細書を作成し、その他必要書類を添付の上、提出してください。

※お願い：応募書類を提出する前に、まずはNICOまでご相談ください。

■採択方法

書類審査を通過した事業計画について、審査会でプレゼンテーションを行っていただき採否を決定します。

なお、プレゼンテーション審査会は6月中旬、助成金交付決定は6月下旬の予定です。

※12件程度採択予定。

※詳しい募集案内、申請書はNICOのホームページ（<http://www.nico.or.jp/>）からダウンロードできます。

〈注意事項〉

- 応募書類の内容については、当該審査以外に使用することはございませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項については、あらかじめ法的保護を行うなど、申請者の責任で対応してください。
- 助成対象となった場合、企業名・代表者名・事業テーマ・住所・業種・設立年月・資本金・従業員数・電話番号・採択年度を公表します。
- 提出された応募書類は公益財団法人にいがた産業創造機構が保管し申請者には返却いたしません。
- 不採択になった場合でも、その理由についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

◆お問い合わせ・申請書提出先

公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO） 経営支援グループ創業・経営革新チーム

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階

TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 URL <http://www.nico.or.jp/>